

応募要領

1. 公募件名

カード代替電磁的記録の確認用プログラムに係るテスト用ツールの開発

2. 目的及び概要

デジタル庁では、「スマートフォン用公的個人認証機能管理システム」の構築を行ってきたところ、令和5年5月11日より、同システムの運用を開始し、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載サービスを提供している。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れた UI・UX を実現するため、スマートフォンへの搭載を目指すこととされた。

その上で、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（令和6年法律第46号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、マイナンバーカードの券面入力補助機能等が「カード代替電磁的記録」としてスマートフォンへの搭載が可能とされた。

「カード代替電磁的記録」の利用に当たっては、確認用プログラムによる確認を実施することが法で定められている。確認用プログラムは内閣総理大臣が提供するものに加えて、利用者の便に供するため、民間事業者が開発し内閣総理大臣の認定を受けた確認用プログラムも利用可能とされている。

民間事業者が開発した確認用プログラムを内閣総理大臣が認定するにあたり、法令上で定められた機能の有無及びその他必要な要件を満たしているか等の確認する必要があるため、本調達において、確認用プログラムの動作検証に使用するテスト用ツールの開発を行う。

3. 公募期間

令和7年3月4日から令和7年3月24日 12時

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

なお、全省庁統一資格を有していない場合は、以下の電子調達システム（GEPS）から本資格取得の申請を行うものとする。なお、不明な点があればデジタル庁会計担当契約班に連絡すること。（※契約締結までに取得すること）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

(4) 令和7年4月1日から有効な、令和7・8・9年度全省庁統一資格の申請を行っている、又は行うことを確約すること。（※）

※当該資格を契約の条件とするので、早期に申請を行うこと。（5）各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

【開発実績】

ISO/IEC18013-5, ISO/IEC18013-7 のプロトコル規定及び ISO/IEC18013-6 で規定されているテスト内容に準拠したテスト用ツールの開発実績を有していること。

【利用実績】

行政機関(日本国内に限らない)が発行する mDL 等に係る Verifier 機器の相互運用性試験において自社製品が利用された実績を有していること。

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり。

8. 応募書類

(1) 参加申込書(様式1)

(2) 誓約書(別記)

(3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(4) 提案書

様式は、任意とする。以下の要素を含めること。

① 本実証の実施

本作業内容を確実に実施するとともに実施スケジュールを遵守できることの説明を含むこと。

② 本実証の実施体制

応募条件及び仕様書に定める必要な体制を構築できることの説明を含むこと。

③ 「6. 応募条件」を満たすことへの説明

必要に応じて、下記(5)の補足説明等を記載すること。

(5) 「6. 応募条件」を満たすことを証明する書類等

(6) 見積書(様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること)

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

(1) 提出期限：令和7年3月24日（月）12時必着

(2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：原田）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階

電話：070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ マイナンバーカード担当（担当：山口海斗）

電話：03-4477-6775（代表）

E-mail：mynumber_smartphone@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、プロポーザル型企画競争へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年3月28日（金）までに、提案者に対して、担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

(3) 契約

本公募に係る契約締結は、令和7年度当初予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。